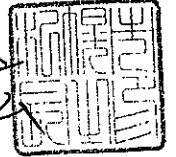


札幌市道路占用料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月 26 日

札幌市長

秋元克彦



札幌市条例第 14 号

札幌市道路占用料条例の一部を改正する条例

札幌市道路占用料条例（昭和27年条例第68号）の一部を次のように改正する。

- (1) 第1条中「第39条第2項及び第73条第2項（法第91条第2項において準用する場合を含む。）」及び「の額及び徴収方法並びに占用料に係る延滞金の徴収」を削る。
- (2) 第2条中「得た額」の次に「。次条第1項において同じ。」を加え、同条の次に次の1条を加える。

（入札占用指針における占用料の額の最低額の下限額）

第2条の2 法第39条の2第5項の条例で定める額（次項において「占用料の額の最低額の下限額」という。）は、別表に定めるところにより算定した額とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、特別の理由があると認めるときは、占用料の額の最低額の下限額を別に定めることができる。

(3) 別表中

「

令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設	占用面積1平方メートルにつき1月	250	190	130
		円	円	円

を

」

令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設		占用面積1平方メートルにつき1月	250円	190円	130円
令第7条第9号に掲げる施設	建築物	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.012を乗じて得た額		
	その他のもの		Aに0.009を乗じて得た額		

に

改める。

附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の道路法（昭和27年法律第180号）第32条第1項又は第3項の許可に係る占用料について適用し、同日前の当該許可に係る占用料については、なお従前の例による。